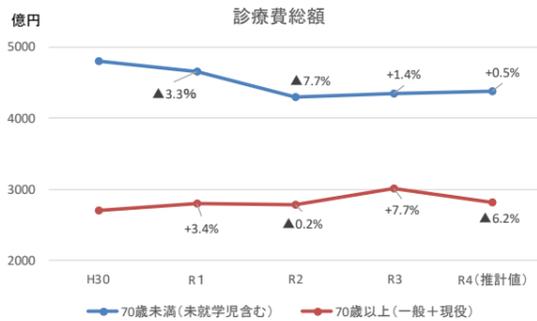
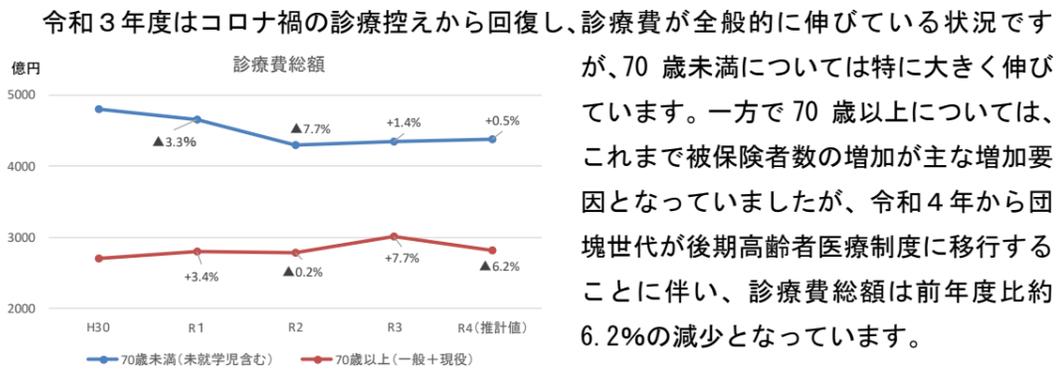


令和4年度 枚方市国民保険料率の算定について【概要】

令和4年度の本市国民健康保険料率の算定に当たっては、令和6年度の大阪府市町村国民健康保険料統一に向けて取り組むとともに、その際に生じる低所得層の負担増に配慮するなど、激変緩和措置を講じます。

1. 被保険者数の動向と医療費の見込み

これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で70歳以上の被保険者数は増加傾向でしたが、令和4年には団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することから、全年齢区分で被保険者数は減少しています。



2. 標準保険料率の算定

医療給付費等分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は、国から示された係数をもとに推計した納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が事業費納付金を納めるために必要な保険料額を勘案し、「市町村標準保険料率」を示します。

■大阪府内全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果と令和4年度標準保険料率

	事業費納付金(A)	一般会計からの繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)
医療分*	197,203,225,818円	35,701,904,852円	161,501,320,966円
支援金分	54,444,392,639円	6,416,752,494円	48,027,640,145円
介護分	20,858,521,802円	2,501,248,846円	18,357,272,956円

一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
1,788,278人	599,554人	1,182,896世帯	913,488,862,897円	147,786円

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
支援金分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	-	17万円

3. 保険料率の増減要因

大阪府による保険料率の算定においては、以下のような増減の要因が挙げられています。

- ①保険給付費の増加
 - コロナ禍の診療控えからの回復により、1人あたりの診療費が伸びている
 - 特に70歳未満は、コロナ禍前を超える伸びを示している
 - 70歳以上については大きな伸びにはなっていない
- ②支援金及び介護納付金の支出増加
 - 高齢化の進展、団塊世代の移行等により、848円/人増加
 - 介護給付費が全国的に増加傾向で、1,418円/人増加
- ③70歳以上被保険者数の減少
 - 団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することによる、被保険者数の減少
 - 被保険者数全体についても、社会保険の拡大適用や、少子高齢化により減少傾向

4. 保険料統一に向けた激変緩和措置等

ア. 前年度繰越金等の活用

繰越金等 332,487,766円

令和3年度繰越見込額 260,000,000円
大阪府交付金 72,487,766円

令和3年度繰越見込額と大阪府からの交付金の合計約3億3,200万円を事業納付金の財源に充てることで、1人当たり保険料収納必要額は、約4,400円引き下げとなります。

イ. 予定収納率の設定

予定収納率を94.2%と昨年度より高く設定することで、賦課総額が小さくなり、1人当たりの保険料額の抑制につながります。

平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(予定)	令和4年度(案)
91.95%	92.65%	93.14%	94.00%	94.20%
市町村標準保険料収納率			91.59%	91.96%

5. 保険料率の算定結果

本市の保険料必要収納額9,428,594,625円に左記の激変緩和措置等を講じ、次のように算定しました。

方式ごとの賦課総額内訳	賦課総額を除く数等		保険料率*
	所得割	均等割	
医療分	3,488,091,255円	40,433,942,064円	8.63%
	2,135,134,647円	76,037人	28,090円
	1,423,423,098円	49,425世帯	28,800円
支援金分	1,090,525,590円	39,746,163,162円	2.75%
	667,533,846円	76,037人	8,780円
	445,022,564円	49,425世帯	9,010円
介護分	341,726,850円	13,806,733,129円	2.48%
	417,666,150円	23,489人	17,790円

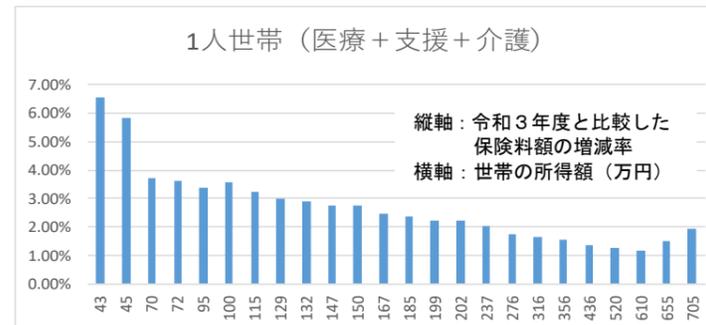
*賦課総額を除いた商において小数点以下第4位未満又は10円未満の端数は、切り上げます。

ウ. 賦課割合の段階的変更

標準保険料率の賦課割合を採用すると低所得層の負担が急激に増すことから、段階的に変更するものです。

	所得割	均等割	平等割	
令和4年度(案)枚方市賦課割合	医療分	49.5%	30.3%	20.2%
	支援金分	49.5%	30.3%	20.2%
	介護分	45.0%	55.0%	-
令和4年度標準保険料率	医療分	46.8%	32.2%	21.1%
	支援金分	47.1%	32.0%	20.9%
	介護分	44.4%	55.6%	-

前年度の保険料と比較すると、低所得層においては右のグラフのとおり大きいところでは7%近くも増額することがあります。



6. 本市独自の保険料額軽減の特例

令和4年度に限り、大阪府の激変緩和措置に係る交付金の一部を低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料の軽減額の加算に充てることで、以下のとおり負担軽減を図ります。

対象となる軽減割合	加算する軽減額
7割	1,100円
5割	1,700円
2割	1,700円

7. 子どもの均等割軽減

令和4年度の保険料から導入される未就学児に係る均等割軽減は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、世帯の所得に関わらず全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により減額します。

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
軽減前	11,070円	18,440円	29,500円	36,870円
軽減後	5,540円	9,220円	14,750円	18,440円